

役員等の報酬に関する規程

(令和3年4月1日改正)

社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条の規程に基づく評議員選任・解任委員及び定款第10条の規程に基づく評議員並びに定款第25条の規程に基づく役員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選任・解任委員とは本会評議員選任・解任委員会運営細則第3条に基づき構成された者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 役員とは、定款第18条における理事、常務理事及び監事をいう。

(費用弁償の支給)

役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席し、又は監査を実施した場合のほか、会長において必要があると認める本会の業務を行う場合は、別表1のとおり費用を弁償する。

(報酬の支給)

第3条 役員等には報酬を支給しない。但し、常務理事がその職務を遂行するための報酬及び監事が監査に係るための報酬、並びに会長において必要があると認める本会の業務を役員が行う場合の報酬については、別表2のとおり支給する。

(報酬の支給方法等)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期、支給方法、法令の定める控除すべき金額又は端数等及び月の中途における就任退任に関する支給割合等については職員給与規程に準ずる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和2年10月29日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（費用弁償）

区 分	費用弁償の額
役員等	1回につき 1,100 円

別表2（報酬）

区 分	報酬の額
常務理事	あさぎり町職員の再任用の運用に関する条例、及び本会給与規程に基づく管理職の額
監事	日額 6,800 円
役員	日額 4,300 円